

平成24年5月14日

各 位

会 社 名 デリカフーズ株式会社 代表社名 代表取締役社長 舘本 勲武 (コード番号 3392 東証第二部) 問合わせ先 執行役員経営企画部長 田井中 俊行 (TEL. 03-3858-1037)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認を求める議案を、下記のとおり平成24年6月28日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社の取締役に対する新株予約権付与は会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当します。当社の取締役の報酬額は平成17年6月29日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人兼務役員の使用人分給与を含まない)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬額の範囲内で報酬等として新株予約権を付与することについても併せてご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の業績向上に対する 貢献意欲を一層高め、当社の企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション として新株予約権を無償で発行するものであります。

- 2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限
 - (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限 下記(3)に定める内容の新株予約権 900 個 (うち、当社取締役分は 310 個) を上限とす る。

- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容
 - ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

i. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ii. 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替え

るものとする。

iii. 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日から当該割当日後5年を経過する日まで の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、 上記i. の資本金等増加限度額から上記i. に定める増加する資本金の額を減じた 額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得条項

- i. 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式 移転の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社 取締役会で承認された場合)、当社は無償で新株予約権を取得することができるも のとする。
- ii. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が、当社取締役会決議または同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

⑦ 組織再編行為をする場合の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨

を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞ れ交付するものとする。
- ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定するものとする。
- iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の 条件等を勘案のうえ、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込 金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株 式の数を乗じて得られる金額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定するものとする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- viii. 新株予約権の取得条項
 - 上記⑥に準じて決定するものとする。
- ix. その他新株予約権の行使の条件 下記⑨に準じて決定するものとする。
- ⑧ 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨ 新株予約権証の行使の条件
 - i. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
 - ii. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
 - iii. その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割 当契約書」に定めるところによる。

⑩ その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以上